

○総務省令第九十九号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第三条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月六日

総務大臣 林 芳正

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前																													
附 則 (平成二十三年東北地方太平洋沖地震等に起因して生じた事態に対応するための特例) 第七条 次の表の対象被災者の欄に掲げる被災者であつて、第三条第一項第一号に規定する方法による本人確認及び第十一条第一項第一号に規定する方法による本人確認(以下「通常本人確認等」という。)を行うことが困難であると認められるものに係る法第三条第一項及び法第五条第一項に規定する総務省令で定める方法は、第三条第一項第一号及び第十一条第一項第一号の規定にかかわらず、通常本人確認等を行うことができるまでの暫定的な措置として、それぞれ同表の対象期限の欄に掲げる日までの間、当該被災者から申告を受ける方法とすることができる。		附 則 (平成二十三年東北地方太平洋沖地震等に起因して生じた事態に対応するための特例) 第七条 [同上]																													
<table><tr><th colspan="2">対象被災者</th><th colspan="2">対象期限</th></tr><tr><td colspan="2">[略]</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者</td><td>令和六年六月三十日</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者</td><td>令和九年一月三十一日</td><td colspan="2"></td></tr></table>		対象被災者		対象期限		[略]				令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	令和六年六月三十日			令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	令和九年一月三十一日			<table><tr><th colspan="2">対象被災者</th><th colspan="2">対象期限</th></tr><tr><td colspan="2">[同上]</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者</td><td>令和六年六月三十日</td><td colspan="2"></td></tr></table>		対象被災者		対象期限		[同上]				令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	令和六年六月三十日		
対象被災者		対象期限																													
[略]																															
令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	令和六年六月三十日																														
令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	令和九年一月三十一日																														
対象被災者		対象期限																													
[同上]																															
令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者	令和六年六月三十日																														
[2 略]		[2 同上]																													
備考 表中の「」の記載は注記である。																															

附 則

この省令は、公布の日から施行する。